

社会福祉法人あじさい会常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あじさい会の役員のうち法人業務等に常勤で従事する役員に対する報酬について必要な事項を定める。

(報酬等の額)

第2条 常勤の役員には、報酬、通勤手当、賞与を支給する。

2 報酬は月額とし、支給額は170,000円とする。ただし、勤務のない月は支給しない。

3 月の中途における就任、辞任、又は解任の場合の報酬額は、その月の総日数から週休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 前項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

5 賞与及び通勤手当は、職員の支給規定に準じる。

6 役員報酬は、職員として従事している役員には支給しない。

7 業務に係る出張の場合の旅費は旅費支給規程による。

8 退職金は支給しない。

(支給日)

第3条 前条に規定する報酬、通勤手当の支給日は、毎月21日とする。

2 賞与の支給日は職員の支給規定に準じる。

3 支給日が休日及び金融機関が非営業日の場合はその前日とする。

(勤務時間等)

第4条 常勤役員の勤務日及び勤務時間は毎週の月曜日、水曜日及び金曜日の午前8時から午後5時までとする。ただし、勤務日が国民の祝日にあたる場合並びに1月2日から1月3日及び12月31日は休日とする。

2 業務上必要な場合は前項以外の勤務日及び勤務時間に勤務するものとする。

(社会保険等の加入)

第5条 常勤の役員は、職員に準じて社会保険等に加入ができるものとする。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程を社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。